

## 大潟村結婚祝金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大潟村において婚姻する者に対し、結婚祝金(以下「祝金」という。)を交付することにより未婚者の婚姻を奨励し、若者の定住促進並びに出産による少子化対策として大潟村の活性化の推進に資することを目的とする。

### (受給資格)

第2条 祝金は婚姻届を提出し、次の各号すべてに該当する者に支給する。

- (1) 婚姻届後、2箇月以内に本村の住民基本台帳(外国人は登録原票)に記載され、祝金支給後、2年以上居住することを確約した夫婦
- (2) 婚姻届が受理された日、現在の年齢が両者45歳未満の者でなければならない。
- (3) 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料並びに水道料金を滞納していない者
- (4) 過去において、この要綱に基づいて祝金の支給を受けたことのない者

### (祝金の額)

第3条 祝金の額は、1組20万円とする。

### (交付申請)

第4条 祝金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大潟村結婚祝金交付申請書(様式第1号)及び居住確約書(様式第2号)を婚姻した日から2箇月以内に村長に申請しなければならない。

### (交付決定)

第5条 村長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、大潟村結婚祝金(交付・不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。また、祝金を交付することを適当と認めた場合は、第3条に定める額の祝金を交付するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による祝金の決定通知を受けた者が祝金の交付を請求しようとするときは、大潟村結婚祝金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(祝金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正の行為により、祝金の交付を受けた者がいるときは、祝金の交付決定を取り消すとともに、祝金を返還させることができる。

2 転出した場合の返還金は、次の各号の率により返還させることができる。

(1) 支給後1年以内に村外に転出した場合の返還金 100%

(2) 支給後2年以内に村外に転出した場合の返還金 60%

3 同条第1項に定められている者のうち、居住していないことが確認された場合は、次の各号の率により返還させることができる。

(1) 支給後1年以内の場合の返還金 100%

(2) 支給後2年以内の場合の返還金 60%

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。